

九州・沖縄・山口のサイクルツーリズム市場拡大と 同地域のサイクリングの魅力発信による認知度向上を目的とした 「サイクリングアイランド九州」企画提案公募実施要領

下記のとおり、九州・沖縄・山口のサイクルツーリズム市場拡大と同地域のサイクリングの魅力発信による認知度向上を目的とした「サイクリングアイランド九州」事業（以下、「サイクリングアイランド九州」事業という）に関する委託業務の企画提案書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1. サイクリングアイランド九州について

九州・沖縄・山口各県（以下、同地域）は経済界とも一体となりサイクルツーリズムを推進しており、2021年5月、九州地方知事会において、「九州・山口広域推奨ルート（※）」を国が指定する「ナショナルサイクルルート」の指定を目指すことが決議された。現在、同地域においてナショナルサイクルルートの指定要件を満たすための受入環境や走行環境の整備に取り組み始めている。 ※仕様書 8（8）ルート設計の参考資料 を参照

それらを背景として、2022年度～2023年度にはサイクリング旅行商品による誘客と同地域のサイクルツーリズムの認知度向上と気運醸成を目的とした「ディスカバー九州」を展開した。

本年度は新たに、サイクリング旅行商品等の「サイクリングアイランド九州」ブランド認定などサイクルツーリズム市場の活性化を目的とした取り組みも展開する。また2箇年の実績を踏まえ、同地域におけるサイクルツーリズムのブランド構築及び国内外からの誘客促進により地域経済を隆起・発展させる事業も継続して実施する。

【サイクリングアイランド九州実行委員会体制】

サイクリングアイランド九州実行委員会	
会長（議長）	（一社）九州観光機構 事業本部長
副会長	福岡県
監事	九州商工会議所連合会（福岡商工会議所）
委員	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県・山口県・沖縄県 （一社）九州経済連合会
事務局長	（一社）九州観光機構 担当部長
事務局	（一社）九州観光機構

2. 事業の概要

- (1) 事業名 九州・沖縄・山口のサイクルツーリズム市場拡大と同地域のサイクリングの魅力発信による認知度向上を目的とした「サイクリングアイランド九州」事業
- (2) 実施主体 サイクリングアイランド九州実行委員会
- (3) 事業内容（詳細については、別添「仕様書」を参照すること）
 - ①サイクリングアイランド九州ブランドの基準策定と品質管理業務
 - ②サイクルツーリズム市場の活性化
 - ③海外（※1）及び国内を対象とした「サイクリングアイランド九州」のブランドを付した九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品（※2）の造成・販売・催行

※ 1 海外：台湾、韓国を主とし、その他アジア地域・欧米豪

※ 2 サイクリングルート等商品内容の詳細はサイクリングアイランド九州実行委員会と協議のうえ決定

④九州・沖縄・山口のサイクルツーリズムの認知度向上、同地域の魅力発信及び「サイクリングアイランド九州」の事業継続につなげるためのプロモーション関連事業

(4) 委託事業期間及び契約期間について

①事業期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日まで

②契約期間

委託契約は単年度契約とし、契約締結日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

(5) 仕様書 別添「仕様書」とおり

※仕様書は現時点のものであり、契約候補者との協議を踏まえて契約時に最終的に決定する。

(6) 委託料上限額

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 成果物

①事業実施報告書

○紙媒体：A4 判冊子 6 部

電子媒体：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式
の両方 1 部

②本事業にかかるプロモーションの一環で、動画やパンフレットなどの制作物

動画データやパンフレット等のデータ（ai 及び PDF）：DVD 2 枚

紙媒体：2 冊

③そのほか制作物

事業内容にない本件に関わるプロモーションの一環で、動画やパンフレットなどの制作物を制作した場合

動画データやパンフレット等のデータ（ai 及び PDF）：DVD 2 枚

紙媒体：2 冊

(8) 留意事項

- ・事業内容については、柔軟な対応ができるよう計画すること。
- ・事業遂行が難しいと判断される場合は委託契約を締結しない場合がある。
- ・事業は、「ツール・ド・九州 2024」実行委員会の事業と連携しながら進める。

3. 企画提案で求める内容（詳細については、別添「仕様書」を参照すること）

(1) 本事業を通して期待される成果及び KPI について

- ・本事業を通して期待される効果について、記載すること。また、数字で示せるものは、数字を用いて示すこと。
- ・海外及び国内を対象とした九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品の集客目標数については、別紙「仕様書」3.「事業の KPI について」にて示す数字以上の数字を設定すること。また、市場別に集客目標数を記載することとし、ターゲットの設定理由や集客目標数の根拠についても示すこと。サイクリングコンテンツ提供先、共同事業者の集客実績も対象とする。
- ・その他の提案するプロモーションにかかる KPI については、仕様書に記載した例を参考に独自で設定し、その根拠について示すこと。
- ・結果報告に関しては、市場別、参加形態（周遊または単県）、県別にて報告すること。

(2) サイクリングアイランド九州ブランドの認定に関わる業務

下記（3）に示す九州、沖縄、山口地域におけるサイクルツーリズム市場の活性化を目指すにあたり、サイクリング商品の品質を確保することが目的である。サイクリング商品等の構成要素となるもの（コースやガイド等）

や企画内容、運営体制に一定の基準を設け、同基準を満たすものをサイクリングアイランド九州実行委員会が認定し本事業のプロモーション対象とする。併せて品質管理を実施すること。

(3) サイクルツーリズム市場の活性化（上記（2）に留意すること）

旅行会社等事業者のサイクルツーリズム市場への参入促進

商品造成や関連するイベント企画等に必要なコンテンツ提供や助言及び販売促進に関わる支援を行うこと。

(4) 海外及び国内を対象とした九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品の造成、販売、催行方針の提案及び提案理由

・ターゲット、コース、商品ごとの旅行代金、商品のポイント、提案理由について記載すること。

※九州・沖縄・山口域外の交通、宿泊等にかかる費用は旅行代金に計上しないこと。

・本提案は、サイクリング旅行商品造成及びプロモーションの有効性、並びに九州におけるサイクルツーリズムのあるべき姿、将来ビジョン等総合的な考えを含めて提案すること。

・サイクリングルート等旅行商品内容については、契約締結後、サイクリングアイランド九州実行委員会と協議のうえ決定することとし、企画提案書の内容がそのまま採択されるものではないことに留意すること。

(5) サイクリングアイランド九州の認知度向上、九州・沖縄・山口の魅力発信及び「サイクリングアイランド九州」の事業継続につなげるためのプロモーション関連事業についての提案及び提案理由

<目的>

海外及び国内を対象とした九州・沖縄・山口のサイクリング旅行商品による誘客促進及び同地域のサイクルツーリズムの認知度向上と気運醸成を目的とする。

(6) 独自提案についてその内容及び提案理由

当実行委員会が定める事業内容以外でも、本事業費の範囲内において実施が可能であり、事業目的の達成に繋がると考えられることを積極的に提案すること。

(7) 事業体制

本事業への取り組み体制について、現段階での案を明記すること。

・主体となる事業者の実施体制（要員、所在地等）

・各県及びサイクルツーリズム市場拡大を目的とした関係事業者等と協議を進める上でのネットワーク体制

・海外において事業を行う際のネットワーク体制及び主となる事業者との関係性、現地事業者の概要

・業務を分担し、共同企業体で取組む場合のそれぞれの事業者の概要・業容、及び主となる事業者との関係性

(8) 2024年度の業務スケジュール（案）

・本事業への取り組みに関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。

(9) 会社概要

・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名及び連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること。

・貴社の強みについて記載すること。

(10) 類似事業の受託実績

(11) 見積書

・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。

・各年度の委託料上限額は上記2.(6)記載のとおりとする。

(12) 担当者の役職・氏名及び連絡先（電話、ファクシミリ、メールアドレス等）

結果通知については電子メールにより通知するため、必ず担当者のメールアドレスを記載しておくこと。

4. 参加要件

単独、もしくは複数（以下、「共同企業体」という）での企画提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。但し、代表提案者もしくは連携先に旅行会社（第1種または第

2種旅行業登録を含むこととする。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(6)の要件を満たすこと。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3) この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6) 原則として 1 年以上の営業実績を有していること。

5. 質問受付及び回答

質問は、下記 12.「連絡先及び書類の提出先について」に記載する事務局あてに電子メールで送信すること。

2024 年 5 月 7 日(火)12 時まで受け付ける。メールの件名は「【質問】サイクリングアイランド九州事業」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問に対しては、2024 年 5 月 8 日(水)までに質問者へメールにて回答するとともに、九州観光機構ホームページに質問内容とともに回答を掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況に関する事、及びサイクリングアイランド九州実行委員会が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

6. 参加表明

本業務に企画提案書を提出する場合、事前に、下記 12.「連絡先及び書類の提出先について」に記載する事務局あてに電子メールで送信すること。2024 年 5 月 9 日(木)17 時まで受け付ける。

メールの件名は「【参加表明】サイクリングアイランド九州事業」とし、本文中に担当者の連絡先について記載すること。

7. 企画公募の日程、提出書類、提出先について

(1) 企画提案書の提出内容

①企画提案書・・・A 4 判(タテ・ヨコは任意)、正本 1 部、副本 6 部

②見積書(項目ごとに積算)・・・A 4 判(タテ・ヨコは任意)、正本 1 部、副本 6 部

③上記①・②の P D F データ(副本のみ)

※正本のみ応募事業者が判るようにすること。副本には、応募者が特定できるような社名・デザインを記載しないこと。

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。

(2) 企画提案書の提出方法

上記(1)①・②「企画提案書・見積書」については、下記 12.「連絡先及び書類の提出先について」に記載する事務局あてに郵送もしくは持参すること。(提出期限までに必着とする)

また、(1)③「企画提案書・見積書(副本の PDF データ)」については、電子メールにて提出すること。

※一次審査の結果、3 社程度を対象としてプレゼンテーションを実施予定(個別に通知)

(3) 日程

- ①公募開始及び質問受付開始 2024年4月25日(木) ※上記5「質問受付及び回答」を参照
- ②公募説明会(オンライン) 2024年5月2日(木) 10:00~11:00頃
公募説明会に参加を希望する場合は、2024年4月30日(火)までに12. 連絡先の担当者に電子メールにて会社名及び担当者名、連絡先を連絡すること。
※Webexを使用。公募申込後、アクセス方法をお知らせします。
※説明会への参加は必須ではありません。
- ③質問受付期限 2024年5月7日(火) 12時まで
- ④質問に対する回答期限 2024年5月8日(水) ※上記5「質問受付及び回答」を参照
- ⑤参加表明の期限 2024年5月9日(木) 17時まで ※上記6「参加表明」を参照
- ⑥企画提案書の提出期限 2024年5月13日(月) 17時まで
- ⑦一次審査結果の通知 2024年5月14日(火) 予定(提案事業者へ個別に通知)
※一次審査を通過した3社程度を対象としてプレゼンテーションを実施
- ⑧プレゼンテーション 2024年5月16日(木) 午前予定
- ⑨審査結果の通知 2024年5月17日(金) 予定
- ⑩契約の締結 2024年5月20日(月) 以降

8. 提出書類の取扱い

- (1)提出された書類は返却しない。
- (2)提出された書類の内容の追加及び修正は認めない。
※下記10.(8)のとおり、本委員会の求めに応じて追加資料を提出する場合は除く。
- (3)提出された書類は必要に応じ複写ができることとする。
- (4)提出された書類に記載された個人情報、本企画のみに使用し適正に管理する。

9. 審査基準

- (1) 事業目的の理解度(企画コンセプトが明確で、事業趣旨を十分に理解した企画内容であること)
- (2) 提案内容の優良性(事業を実施するにあたり、具体的な商品企画、プロモーションによって高い事業効果が期待される内容であること)
- (3) 業務遂行の確実性と継続性(適切な事業体制、業務スケジュール、過去実績等より実現可能な企画、運営、実施方法であり、次回以降も事業継続が見込まれ、今回の実績を活かし、委託料のみに依存せず継続する意思が提案者にあると判断されること)
- (4) 見積り目の妥当性(所要経費の積算は企画内容に対し妥当なものであること、または、それ以上の効果が期待できること)

10. 選考・決定方法

- (1) 本業務を委託する者を選定するために、サイクリングアイランド九州実行委員会内に設置する選定委員会にて企画提案書の内容を踏まえて、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の2段階で審査を行う。二次審査は一次審査を通過した3社程度を対象とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者(共同企業体による提出の場合はその代表者)に対し電子メールにて通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 事業遂行が難しいと判断される場合は、委託契約を締結しない場合がある。
- (4) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。

- (5) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次点以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (6) 本要領に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算の変更や、「ツール・ド・九州 2024」実行委員会の事業との連携等によって協議のうえ変更することがある。
- (7) 企画提案を採用した場合においても、サイクリングアイランド九州実行委員会と協議して事業を進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (8) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。

1.1. その他

- (1) 本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (2) 本企画提案に要する全ての費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 企画提案書に係る著作権等、企画提案において第三者との間に問題が生じた場合は、全て企画提案者の責任となる。
- (4) 成果物に係る著作権・使用权など、一切の権利は発注者に帰属する。また著作者人格権について行使しないことを求める。

1.2. 連絡先及び書類の提出先について（事務局）

「5.質問受付及び回答」及び「6. 参加表明」、「7.（1）③企画提案書・見積書の副本 PDF データ」については、下記担当の両者あてに電子メールを送付すること。

<住所> 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1-82 電気ビル共創館 7 階
一般社団法人九州観光機構内 サイクリングアイランド九州実行委員会事務局

<担当> 茨木

<電話> 092-401-7777

<E-mail> c-ibaraki@welcomekyushu.jp